

第 8 回統計調査分科会
議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 8 回統計調査分科会議事次第

日 時：平成 19 年 11 月 13 日（火）13:10 ～15:00

場 所：永田町合同庁舎 2 階 第 2 共用会議室

- 1 開 会
- 2 （独）統計センターからのヒアリング
- 3 内閣府からのヒアリング
- 4 環境省からのヒアリング
- 5 農林水産省からのヒアリング
- 6 その他
- 7 閉 会

○熊埜御堂参事官 それでは、第8回の「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

これまで統計調査分科会の主査をお願いしておりました斉藤委員が先日、退任をされまして、当分科会の主査につきましては、新しく委員に就任されました前原委員をお願いすることとなりました。

分科会の構成員は、お手元の資料1のとおりでございます。

それでは、これからの進行につきましては、前原主査によりしくお願いいたします。

○前原主査 前原でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、初めてでございますので、自己紹介を簡単にさせていただきたいと思っております。

私は昭和41年に学校を出まして、それから住友生命に入りました。住友生命の時代に、昭和45年から47年まで経済企画庁の経済研究所に出向をしまして、新飯田先生のユニットで物価を担当いたしました。住友生命の役員を経まして、住友生命総合研究所の社長、会長を経て現職の昭和女子大学で大学経営を今、やっております。

住友生命の役員時代は10年ほど立命館大学の法学部で客員教授をさせていただいたり、阪大の大学院のアドバイザリーボードの委員をしたり、私は奈良に住んでいることになっているので、奈良県の教育改革とか、奈良教育大学の経営協議会委員といったものもやらせていただいています。

国の関係は、大学評価学位授与機構の評価委員をさせていただいております。また、経済同友会の構造改革進捗レビュー委員会の委員長をしております。先ほどから話題になっています独法について、今、検討させていただいております。

前任の斉藤さんとは、住友生命が作りました運用会社の社長をされているときに、ちょうど私も役員、また研究所の社長でしたので、おつき合いをさせていただきました。素人でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきまして進めさせていただきます。

本日の議題であります、独立行政法人統計センターに関するヒアリング、内閣府、環境省及び農林水産省における統計調査の民間開放に関する検討状況についてのヒアリングなどを予定しております。

それでは、まず、統計センターについてのヒアリングを行いますが、これまでの経緯等について、事務局から説明をお願いいたします。

○熊埜御堂参事官 前回の統計調査分科会は10月10日でしたが、統計センター業務の市場化テスト民間開放の検討につきましては、そのときの仕切りで岡本専門委員を中心に進めていただくこととしたところでございます。その後、事務局といたしましては、岡本専門委員と御相談をしながら、お手元の資料2のと通りの論点を整理しているところでございます。こちらの論点について、本日、これを中心に審議を行うことについては、あらかじめ事務局から統計センターにお伝えしておりますので、本日はこれに沿った説明を統計センターからしていただき、議論を進めていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○前原主査 それでは、独立行政法人統計センター総務部の平野総務課長から、20分程度で御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○平野課長 統計センター総務課長の平野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、お示しいただきました論点に沿いまして、お手元に回答をお配りしているかと思いますが、これに沿って御説明させていただきます。

まず、1つ目の、符号格付業務の民間開放による具体的な経費削減及び人員削減効果について、どのように考えているのかということでございます。

この「分類符号の格付」につきましては、統計センター全体の業務投入量と書いておりますが、製表の実際の実務に投入している量の約半分を占める主要な業務となっております。民間開放によってこの業務の効率化を推進するというのが、まさに統計センターの業務の効率化のかぎを握るものとなっております。

ただ、一方、前回、試行的な民間開放の結果について御報告させていただいた中で、この符号格付業務といいますのは、現在ではなかなか市場に存在しないサービスであるということ、また、専門的な知識、ノウハウも必要であるということなどから、現時点におきましては、民間事業者の側において受注可能な業務量には限界があるという問題がございます。

したがって、統計センターといたしましては、民間開放を主眼とした効率化の目標といたしまして、大規模周期調査の符号格付業務の半分程度の量につきましてアウトソーシングした場合の削減効果というものを掲げ、この目標に基づきまして、できる限りアウトソーシングを行いながら、仮に半分程度という目標に達しないという場合であっても、自ら自動格付の格付率の向上、あるいは非常勤職員の更なる活用、そのほかにITの活用といった努力を行いまして、この目標として掲げた効果を達成すべく努力してまいりたいと考えております。

下の※で削減目標、数字を示させていただいておりますが、現在、大規模周期調査の符号格付業務につきましては、常勤職員約100名、それから非常勤職員が、季節、時期によって変動しますが、大体150名から250名で対応しておりまして、これを仮にすべて民間開放した場合には、常勤職員の方でいわゆる納品検査、それから、民間事業者だけでは必要な精度を確保できませんので、統計センターの側において精度向上措置を講ずるといった、そうしたことに携わる要員として、45名ぐらいの常勤職員が必要であろうと考えております。

したがって、すべて民間開放した場合には、常勤職員としては100引く45で55人ほどの削減効果が見込めるわけでございますが、今回、約半分程度のアウトソーシング、民間開放を目標とするということで、この55人の半分の28人という数字を目標として掲げさせていただいております。

なお、経費の削減効果につきましては、民間事業者の側のコストが一体どのくらいになるのかということが現時点では不明でございますので、具体的な数字をお示しすることはできませんが、実際に民間開放を行うというときには、当然のことながら経費の削減もなされなければいけないということで、統計センターで行った場合の経費を下回る金額で発注を行う予定としております。

次に2つ目の、民間開放は具体的にどの調査から行う予定かということと、3つ目の、民間開放に向けた取組みについてのスケジュールを含めた具体的な内容ということについて御説明させていただきます。

まず、1つ目といたしまして、今後の符号格付業務の想定される時期、量等でございますが、今後5年間に予定されております大規模周期調査につきまして、従来ベース、前回と同じ集計を行うという仮定で、いつ、どの程度の符号格付業務が生じるかということをお示しさせていただいたものが、1ページおめくりいただきまして、次のページの上の表でございます。

21年の経済センサス、全国消費実態調査から、22年の国勢調査、23年の社会生活基本調査、23年の経済センサス、24年の就業構造基本調査が符号格付業務、こちらに示されているような内容、それからボリューム、時期で想定されるものでございます。

この表では、どの時期にどの程度の分量があるのかというのがおわかりいただきにくいものですので、別紙1といたしまして、後ろから2ページ目にこれを図示したものを付けさせていただきます。

これをごらんいただくとおわかりいただけるかと思いますが、大体21年度の後半から25年度まで、一定の業務量が存在しているということになっておりまして、特に21年度の後半から22年度にかけては、黄色い収支項目の分類について多くの業務が発生するという状況になっておりますし、また、23年度以降につきましては、グレーの職業産業分類についての格付業務というものが発生するということが現在、想定されております。

これらの特に繁忙期、山になっているところにつきまして、民間開放を行うことによって、統計センター自ら行う業務量を減らす、全体として平準化するというところで、統計センターの業務運営も効率化されるというふうに期待しているところでございます。

また2ページ目にお戻りいただきまして、次は収支項目分類についてでございます。ここからは各分類ごとに現在の状況について考え方を御説明させていただきます。

収支項目分類につきましては、現在、平成21年に行われる予定の全国消費実態調査に自動格付を導入した場合に、おおむねどの程度、自動格付率を達成できるかということについて、そのめどを得るべく、本年度中に調査研究を進めていくということにしております。

実際の符号格付業務につきましては、自動格付を導入しない場合は勿論、仮に導入した場合につきましても、すべて自動格付できるものではございませんで、一定のボリュームが自動格付できないものとして残りまして、人手によって格付しなければいけないということになりますので、その分については民間開放を行うということで、いずれにしろ、全

国消費実態調査の符号格付業務、収支項目分類の符号格付業務については民間開放を行うこととしております。

仮に、先ほどもちょっと申し上げましたが、こちらが考えているだけのサービスを市場から調達できないという場合でありまして、先ほど御説明しました削減目標というのは、いろいろな手段を講じて達成していくという方針としているところでございます。

次が産業分類、こちらは事業所、企業を対象とした調査における産業分類についてでございますが、既にこの分類につきましては、自動格付について実用化しておりまして、平成 21 年に行われる予定の経済センサスにおきましては、自動格付できないものについて民間開放を行うこととしております。

次が、世帯を対象とした調査における産業・職業分類でございます。これにつきましては、平成 22 年に行われる予定の国勢調査における抽出詳細集計の中の小分類符号格付に自動格付を導入した場合、どの程度の自動格付率を達成できるかということについて、20 年度中に結論を得るべく、現在、調査研究を進めているところでございます。2 次基本集計、3 次基本集計で行っております大分類の符号格付でございますが、これにつきましては、コストの関係で自動格付を導入することは適当でないと考えているところでございます。

自動格付を行う際の経費といたしましては、イメージデータをテキストデータ化するための文字入力の経費、それから、自動格付のシステム開発の経費、それから、自動格付できないものを人手によって格付するための経費というものがかかります。その 3 つの経費が自動格付のための経費として必要となってくるものでございますが、この大分類の符号格付につきましては、現在の調達実績を見ますと、最初の文字入力経費だけで、現在、実際に符号格付に要している経費とほぼ同等になってしまいます。したがって、そのほかのシステム開発経費とか、自動格付できないものの人手による格付経費も考えますと、現在のコストは上回るということは確実と見込まれますので、自動格付を導入しないというふうに考えているところでございます。

実際の小分類の符号格付、大分類の符号格付につきましては、いずれにいたしましても民間開放を行うこととしております。

この考え方につきましては、平成 24 年に行われる予定の就業構造基本調査の小分類符号格付業務についても同様でございます。

最後が、生活行動分類でございます。こちらは社会生活基本調査の中で用いられている分類でございますが、こちらにつきましても、既に自動格付を適用しているところでございます。その結果、自動格付できない残余の格付量が約 300 人日程度と、さきに実施いたしました試行的な民間開放の 1 社当たりの業務量の半分程度に過ぎないという状況となっております。今後、格付率の向上が期待でき、この残余の格付量が更に少なくなるということを見込みますと、平成 23 年に予定されております社会生活基本調査の符号格付については、統計センターにおいて対応すればよいだろうというふうに考えているところでございます。

4つ目が、格付業務について、市場化テストの対象とするのか、対象とするに当たり、どのような課題があるのかということですが、ただいま御説明いたしましたように、平成21年実施予定の大規模周期調査から民間開放を実施することとしておりまして、その実施に当たりましては、公共サービス改革法の適用についても前向きに検討を進めているところでございます。

しかしながら、一方で、民間開放を行う際の調達の方法を決定するに当たりましては、次の2つの制約課題があると考えております。

1つ目が、現時点におきましては、コストの削減と質の維持向上を実現するための創意工夫を行うだけの経験がまだ民間の方には蓄積されておらず、民間の方で経験を積んでいく期間が必要である。したがって、当面の民間開放に当たりましては、統計センターとの緊密な連携と、統計センターにおける質の向上措置が必要であるということがございます。統計センターと民間事業者が一体となって最終的な成果物、精度の高い符号格付というものを行うということがございます。

2つ目が、個々の調査の符号格付業務の存在や内容を明らかにすることができる時期は、統計委員会の諮問・審議の時期等のスケジュールに依存するというところでございます。政府の重要な統計調査の実施に当たりましては、統計委員会の意見を聞くという手続が必要となっております。したがって、個々の調査の実施時期、調査事項等の内容が固まるのが統計委員会の審議が行われる時期になるということで、その前の時点で具体的に民間開放を行う調達の方法というのをなかなか決めることができないという制約でございます。

このスケジュールの関係は、一番最後に別紙2といたしまして、21年に予定されております全国消費実態調査について、現時点で想定されるスケジュールを従来ベースで仮置きしてみると、こういったものになるかお示しさせていただいておりますが、この調査につきましては、21年の9月から11月末に実施が予定されております。

これまでの例でございますと、調査の大体1年ほど前に、これまで統計審議会の方に諮問をし、答申を得ていたわけですが、今後はこちらに書いております統計委員会の方に諮問をするということになります。その時期は約1年前と想定されます。

その後、調査が仮に21年9月から11月に行われるということになりますと、実際に民間事業者に符号格付業務をやっていただくという期間は、21年の11月ごろから約1年間ということになるのかなというふうに想定しているところでございます。

仮に21年11月ごろから民間事業者に業務を実施していただくということであれば、その半年ほど前には調達の手続を取らないといけないというふうに考えているところでございます。

恐縮でございますが、また3ページ目にお戻りいただきまして、したがって、民間開放を実施する際の調達の方法につきましては、個別、具体的に調査ごとに引き続き検討を行うことといたしまして、今、申し上げました統計委員会の審議のスケジュール等を踏まえて結論を得るということにしてまいりたいと考えております。

4 ページ目でございますが、5 つ目の、民間事業者が符号格付業務への参入を積極的に検討するような工夫をすべきではないかということでございますが、民間事業者からヒアリングを行うことなどを経まして、実際に民間事業者が受注可能な業務量というものをある程度把握し、それに対応した分割発注を行うこと、あるいは民間事業者が事前に十分な検討・準備の期間を確保できるように、民間開放を予定する業務の時期ですとか、量ですとか、あるいは投入可能な経費など、民間事業者が業務を受注するかどうか検討するに当たって必要となる情報をできる限り早期に提供するといった工夫を行ってまいりたいと考えております。

ただいま想定スケジュールを御説明させていただきました全国消費実態調査を例にいたしますと、こちらに掲げているような4つの情報について、統計委員会の答申が出るころから、具体的には20年12月ごろになるかと思いますが、そのころから民間事業者の方に提供していくということを考えているところでございます。

それから、なお書きのところちょっと書かせていただいておりますが、符号格付業務につきまして、この春、試行的な民間開放を実施いたしました。これについては、民間事業者の能力、あるいはコストについて検証するというを目的に実施させていただきましたが、引き続きまして、この1回目の結果、統計センターで行うことが必要となる精度向上措置につきまして、実際にうまく機能するかどうかということを検証するために、2回目の試行的な民間開放を今、準備を進めておりまして、具体的には17年国勢調査の抽出詳細集計の兵庫県分について、2社ほどに分割して発注するというところでございます。

民間事業者の方では、12月から来年2月にかけて、格付業務を実施していただく予定としておりますが、こうした取組みによって、更にこの業務への関心を民間事業者の方に持っていただけるのではないかというふうに考えているところでございます。

次は、6番目としまして、符号格付業務全体の中で自動格付を活用すべきではないか、自動格付技術の実用化に向けた検討を積極的に進めて、民間開放との関係を整理すべきではないかということでございますが、これは前回、御報告させていただきましたとおり、また、先ほども御説明させていただきましたとおり、民間事業者の受注可能な業務量には限界がありますので、掲げております職員の削減目標を達成するため、統計センターにおきましては、符号格付業務の自動化の実用化、単に実用化するだけでなく、できるだけ高い自動格付率を更に実現するというを併せて重点課題と位置づけておりまして、そのためのプロジェクトの立ち上げ、また、実際に自動格付について研究を進めていくためには、テキストデータが必要となってまいりますので、そのための文字入力ですとか、あるいは調査研究といったものに現在、保有する経営資源を投入しているところでございます。

この自動格付につきましては、100%自動的に格付できるというのではなく、人手による格付というものも必要となってまいりますことから、自動格付できないものの符号格付

業務について、原則として民間事業者の受注限界を見極めつつ民間開放を実施していくこととし、できる限り常勤職員の業務量の圧縮を図っていくこととしております。

ただし書きにちょっと書かせていただいておりますが、仮に自動格付できないものが少量にとどまるといった場合には、格付困難な事例が多いということ、更に民間に委託する業務量が小さくて、効率化効果が期待できないということから、民間開放せずに、統計センター自ら対応するというにしたいと考えております。

なお、現在、統計調査におきましてはオンライン調査の導入が進められているところでございますが、このオンライン調査が行われて、オンラインによる回答がなされればテキストデータが提出されるということになりますので、文字入力が必要となるということで、更に効率化効果が高まるというふうに考えているところでございます。

最後、次のページの7番目でございますが、統計センターの経営資源が縮小していく中で、業務をどのように行っていくのか、民間開放を含めて統計センター業務全体の合理化の具体的なアクションプランを示すべきではないかということでございます。

我が国の統計制度につきましては、現在、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換を目指しまして、統計法の全面改正など、統計の質的向上と国民サービスの向上に資する抜本的な改革が進められているところでございまして、統計センターへの期待もこの中で大きく高まっているというふうに我々は受け止めているところでございます。

この統計制度改革への対応につきましては、総人件費改革の取組みを求められておりますので、その取組みと同時並行で対応していくことが必要となっていると考えております。

こうした状況の中、統計制度改革へ弾力的・機動的に対応可能な法人経営を中長期的にわたって実現するために、職員リソースを専門性が不可欠な中核的業務に集中する業務の再編成・高度化を図るということ、それから、統計データの2次的利用、ビジネスフレームなどの政府統計共通基盤の提供など、新たな役割を担うためのリソースを捻出すべく、現行業務について引き続き合理化を実施し、職員対応業務の圧縮を図ることが必要となっていると考えております。

他方、ITの活用ですとか、非常勤職員の更なる活用といった従来型の合理化方策だけでは職員削減には限界があるというふうに考えておりますので、次期中期目標期間におきましては、これらの方策に加えまして、符号格付業務の民間開放による職員対応業務の圧縮、総務部門とか管理企画部門における業務プロセスの見直し、ホストコンピューターからクライアント・サーバー・システムへの移行といった業務システムの刷新などを行いまして、今後、次期中期目標期間の5年間で現行業務に係る常勤職員を11.1%削減し、統計制度改革への対応といたしまして、政府統計共同利用システムの運用ですとか、あるいはビジネスフレームの整備といった新しい課題に対応するために必要となる増員分を差し引きいたしまして、トータルで6.1%の純減を図るということを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等、各委員から御発言をお願いいたします。どうぞ。

○高橋専門委員 前回からもいろいろお聞きして、感想といいたいでしょうか、思うんですけども、この格付業務というのは、基本的に初心者とベテランの差がすごく大きな業務だと思うんです。民間は最初やる時はみんな初心者、会社で言えば新入社員です。これまで会社で経験者がやっていた仕事を急に新人にやれと言っても、これはうまくいかないのが当たり前で、経験を積むのが結局、時間がかかる。

会社でもそうなんですけれども、そうした場合に、会社としてどう効率を図るかと考えた場合、この業務というものを、新人でもできるもので、最初、新人に渡して、新人ができるところを全部やれ、わからないところはどんどん次に回せよという形でやれば効率が上がっていくと思うんです。

ところが、これまでのやり方だと、とにかく時間がかかってもいいから民間がやってくださいよ、よっぽどわからないものは後でやりますよみたいなことでいっているんです。

どういう違いかという、わからないものはどんどん回してくださいというふうな言い方をすれば、民間もわからないものはどんどんベテランの方に任せてくると思うんですけれども、できるだけやってくださいと言ったら、彼らだって面子があるから、わからないものを苦労してやっているのかもしれない。

そういうのではなくて、インセンティブとして、最初の段階はわからないものはどんどん出してください、あとはベテランがやりますからということをやった方が、結果としては時間的に早くなるのではないかと。民間もだんだん慣れてくれば、その分量はだんだん多くなって、彼らができるのも多くなってくるのではないかとと思うので、そういったふうなとらえ方といいたいでしょうか、民間に任す場合は、そういうふうな仕事の流れを変えるんだという気持ちでやった方がいいのではないかと。民間から見ると、そういうふうな思います。

○平野課長 前回の試行的な民間委託では、格付困難符号というものをを用いて、民間事業者が資料だけでは正確な格付をすることができないというものについては、その符号をつけていただいて、それについては統計センターの方ですべて引き取って責任を持って正しく格付をするということを導入したんですけれども、なかなか今、おっしゃられたように、民間事業者さんの側が頑張っていて、おおよそ付けられないものまで無理して付けて、逆に成績が悪くなってしまいました。

前回、佐々木委員からも御指摘いただきましたけれども、どういったものについて符号を付与すべきかといったガイドライン、考え方、ボリュームというものをきちんと示して、無理なことまで最初はやっていたかかないということで、できる限り効率的に業務を処理できるように、今後、工夫させていただきたいと思っております。

○高橋専門委員 それは是非民間の方にわかるような形で、無理しなくてもいいということをはっきりおっしゃってやった方がいいと思います。

○前原主査 どうぞ。

○岡本専門委員 どうもありがとうございました。私も統計センターの関係で途中から入っているものですから、全体像がつかめていなくて、ちょっと場違いな質問かもしれないんですけども、統計センターが置かれている環境というのは、今後5年間で人員を削減しなければいけないということが決まっていると、それがまず出発点ですね。それが一番最後に書いてある11.1%。ところが、新たな仕事が増えてくる、要するに、新統計法の下での制度改革の話が出てくるだろう、それに必要な増員分が出てくるだろうということで、人員が減らされるにもかかわらず、新たな仕事に来る、このままではにっちもさっちもいなくなる可能性があるから、いろんな改革をしていきたい、その中で一番大きな柱の一つになるのが、恐らく業務的な分で言えば、符号格付業務だという流れなんですね。そうすると、既に所定といいましょうか、決まっていることは、常勤職員の11.1%、要するに99人。

○平野課長 こちらではなくて。

○岡本専門委員 どこが出発点なんですか。

○平野課長 7ページ目の1段落目の下から2行目に「行革推進法に基づく総人件費改革」と書いておりますが、政府として、総人件費改革、公務員を削減する、人件費を削減するというので、今、決まっておりますのは、平成18年度からの5年間で5%以上の削減を行うことです。

○岡本専門委員 5%以上の削減をセンターでしなさいとなるわけですか、統計センターに置き換えると。

○平野課長 それは各府省、各独立行政法人においてノルマとして課されているのは、18年度からの5か年ですけれども、我々、次期中期目標期間、20年度からの5か年についても、最低5%以上というのはノルマとして課せられているというふうに認識しております、ただ、今の中期目標期間、この15年度から19年度におきまして、実績としてこの5年間で6.6%の削減を達成するという見込みになっておりまして、その実績の6.6%とノルマとして課されている5%というものの兼ね合い、見合いで、トータルの目標としては、一番最後の数字の6.1%程度やる必要があるのではないかとということで、この数字を出させていただきました。

逆に言いますと、増員分というのが、差し引きですから、大体45人ぐらい見込んでいますけれども、それを飲み込めるだけの削減が必要となるということで、99人ぐらい、今の業務については削減が必要になるということです。

○岡本専門委員 詰める話でも何でもないのでけれども、45という数がたまたま一緒なんですね。符号格付を民間開放したときに。

○平野課長 そうです。

○岡本専門委員 単なる一致、偶然の一致なんですね。

○平野課長 はい。

○岡本専門委員 そうすると、増員分という、要するに、新統計の下での増員というのはまだ決まっているわけではないですね。どのぐらい必要になってくるだろうかというのは。

○平野課長 見込みで45人ぐらいかなというふうに我々は見込んでいるところでございます。

○岡本専門委員 なるほど。見込みとおっしゃっているのは、業務の内容といいたいしょうか、あるいは必要な人員といいたいしょうか、今の段階である程度そういうのが書けるということですか。書けるというのは、想定でき得るということですか。

○平野課長 政府統計共同利用システムの運用管理も来年の4月から行うんですが、もう今、統計局の方で現在、試行を行っておりますが、共同利用システムの運用管理については、今の体制とかを踏まえて、来年4月、25名ぐらい必要になるのかなというふうに、具体的な数字。

○岡本専門委員 それは、今日、初めて言われた。

○平野課長 そうですね。今までは詳細はお示ししていなかったかと思います。

○岡本専門委員 別の質問なんですけれども、一番最初の論点にかかわる中で、大規模周期調査の符号格付業務の半分程度をアウトソーシングするというのを目標に掲げるというのを御説明いただきましたけれども、これはどうして半分ぐらいと考えられていらっしゃるんですか。民間事業者側の受け皿としての可能性を考えて半分程度かなと、そういう流れですか。

○上田課長代理 そういうことです。

○岡本専門委員 統計センター側の事情から半分という話ではないわけですね。

○上田課長代理 違います。丸々受け手があるのであれば、それだけのアウトソーシングをするつもりでおりますけれども、前回、試行的な委託をした際に、応札があったのは4社でございまして、それから、2回目の試行的な委託をした際も、応札は3社ですが、1社はほとんどやる気のないところだったということで、なかなか数が集まらないだろうと、その辺から若干積算をさせていただきますと、最大限見積もっても大体半分ぐらいにしかいかないのではないかとということです。

○岡本専門委員 それは市場化テストということではなくて、完全に民間開放するという、そういうことですね。アウトソーシングということですね。

○上田課長代理 そうです。

○岡本専門委員 これぐらいが現時点では想定し得る民間の実力と言ったら民間の人に失礼ですけども、そうかなと、それは前回の試行的なアウトソーシングでも。

○平野課長 前回は、全体の集計分の大体1%の分量を3社にやっていただいたんです。そうしますと、仮に3社で全体をすべてこなしていただくとすると、1社当たり、その5倍から6倍を処理していただければ、3社でほぼ100%処理できるという計算になるんですけども、各社ヒアリングしたところ、今回請け負ったぐらいがもう限界だとか。

○岡本専門委員 それは、最初に高橋先生がおっしゃったように、ものの言い方、失礼か

もしれないですけれども。

○平野課長 あと、せいぜい2倍ぐらいまでというようなお話もあったので、そういったことを勘案すると、半分ぐらい。

○岡本専門委員 高橋先生の方がお詳しいんですが、民間にどんな業者がいるとか。

○高橋専門委員 だから、ここはがっちり全部やれと言ったら嫌がると思うんですけども、リシャッフルするだけといいたいでしょうか、簡単なもの等々、それと区別するだけですよと言ったら、もっと業者が集まるかもしれないというふうに思います。余り民間になじみのない業務ですね。なおかつ、これをまじめに、ばっちりやれと言ったら、それは民間は遠慮します。単なるリシャッフルするだけだったら、もっと業者が集まるんじゃないかと思えます。

○上田課長代理 正直申し上げまして、半分を達成するのもかなりきつい状況ですので、是非参入していただけるように、民間さんがやりやすいような形をこちらからも提案させていただきたいと思っております。

○前原主査 ありがとうございます。そのほか、よろしいですか。ちょっと時間が押ししております。どうぞ。

○廣松専門委員 後ろの方の絵で、平成21年の経済センサスから始める計画とありますが、その前にかかなり大きな住宅・土地統計調査がありますね。それは今のところは計画には入っていないんですか。

○上田課長代理 住宅・土地に関しましては、符号格付業務自体がない調査票のはずですので、どちらかという審査の仕事ということになってしまっていてアウトソーシングは考えておりません。

○廣松専門委員 2枚目のⅢの産業分類のところ、「既に自動格付については実用化されており」と書かれています。また産業分類が変わりましたが、それに対する対応は。

○上田課長代理 今、新分類に対応すべくプロジェクトを立ち上げて、担当の方で検討しているところでございます。今回、1.7万人日と記載させていただいたものにつきましては、新分類に対応して、格付率が現行から相当落ちるだろうという前提で計算をさせていただいておりますので、新分類には織込み済みとお考えいただければと思います。

○廣松専門委員 わかりました。

○前原主査 どうぞ。

○岡本専門委員 統計センターとして、4番の質問にも関係するんですけども、おっしゃっていることは、最初から市場化テストに行くのか、もう一回、試行という言葉がいいのかどうか分かりませんが、市場化テストの試行という意味で、もう一度、単純に言えば民間開放に進めてしまうのか、このお考えはまだ決まっていないということですかね、このおっしゃり方は。今後、結論を得てまいりたいという言い方、何か感覚的に言うと、民間の事業者は勿論どんどんやっていただきたいと思うんですけども、最初から市場化テストというのは、民間の今までの経験もないから厳しいかなという感じも持つようなところ

ろも、私、個人的にはあるんですけれども、その辺りは、最初から市場化テストもかなりやってしまうと、まだそこまで結論は行っていない、どちらでしょう、お考えは。市場化テストの対象にするのかということに関して。

済みません。もう一回整理すると、すぐ市場化テストに行くのではなくて、その前に民間開放的な、もうワンクッションといいたいでしょうか、踏まえてやるのか、あるいは最初から市場化テストの対象にしてしまうのか、その辺はもう結論は出ていらっしゃるのか、あるいはまだされていないのか。

○上田課長代理 検討中ですが、正直申し上げて、やはり政府として取り組んでいかなければいけないということを前提に置きつつも、創意工夫の余地がないということはあるかと思しますので、土壌をつくって、民間事業者に創意工夫ができるような段階に至った段階で法律を適用していくというのが法の趣旨にも合うのかなど、個人的な意見ですけれども、思っているというところです。

○前原主査 それでは、時間がまいりました。ありがとうございました。

年末に公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので、統計センターの業務につきましては、そこにどう盛り込むかということを中心に、当方と十分に意見交換をしながら進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、本件につきましては、引き続き岡本専門委員を中心に御検討いただくということによろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、統計センターについてのヒアリングを終わります。ありがとうございました。御苦労さまでした。

(独立行政法人統計センター、総務省統計局関係者退室)

(内閣府関係者入室)

○前原主査 お待たせいたしました。引き続きまして、内閣府から、所管統計調査の民間開放に関する検討状況についてのヒアリングを行います。

それでは、内閣府大臣官房企画調整課、中村企画調整課長から御説明をいただきます。時間の関係もございますので、ポイントを絞って10分程度でよろしく願いいたします。

○中村課長 中村でございます。初めに、私の方から、お手元の資料3の内閣府のペーパーのポイントを御説明し、併せて統計のもう少し具体的なことについては、担当の統計部長から説明をさせます。

まず、お手元の具体的方策の検討についてということですが、1ポツのところは、内閣府におきましても、民間委託が可能であろうという調査については従前から民間開放を進めてきているわけでありまして、今般の公共サービス改革基本法の基本方針といったものを踏まえて、内閣府が行っているさまざまな統計調査について、改めて検討を行ってきたところでもあります。

その上で、2ポツでございますけれども、企業行動に関するアンケート調査という統計調査を今回の対象とするという方向で考えているところでございます。詳細はまた後ほど

補足をいたしますけれども、この調査は、景気の見通し、あるいは企業の意識や行動といったことを調査するというので、経済財政政策の企画立案でありますとか、諮問会議の議論でありますとか、いろんなところに活用をさせていただいている、我々としては重要な調査だというふうに考えております。

この調査につきましては、既に会計法令に基づいて民間開放を行っているところでありますけれども、有効回答率が約40%ということで、低い状況でございます。したがって、こんなことも考えて、従来の一般競争入札から今回の公共サービス改革法に基づく総合評価落札方式というものの入札とすることによって、少しでもさまざまな創意工夫を通じた工夫と、あるいは今、申し上げました回答率などにつきましても改善の余地があるんじゃないかということをご期待しているところであります。

また、今後、こういったことを、具体的な作業を確認しながら、今回の対象として検討する方向で考えたいというふうに思っております。

なお、今回の公共サービス改革法の中では、例えば「複数年契約」といったような手法といったことも盛り込まれておりますので、そういったこととすることによって、一層、創意工夫なりコスト削減といったものが図れないかどうか、そういったようなことも併せて検討していきたいというふうに思っております。

それから、3ポツでございますけれども、今回、この企業行動に関するアンケート調査といったものを考えておりますけれども、これを第一歩といたしまして、この実施状況などもよく見ながら、更に追加できるものがないかどうか、そういったことを検討させていただきたいというふうに思っております。

引き続きまして、今回、お出ししております企業行動に関するアンケート調査につきまして、統計部長から補足をさせていただきます。

○館部長 景気統計部長の館でございます。次のページ、「企業行動に関するアンケート調査の概要」を御説明申し上げます。

本調査は、企業が今後の景気、業界需要の動向などをどのように見通しているのか、その継続的な質問を行うとともに、そのときどき、経済財政諮問会議等、経済財政運営における重要な政策課題について、政策部局とも議論を闘わせながら調査項目を練り上げて、そして実施していく、年に1度の調査でございます。

調査時期は、例年1月に行っております。ちょうど今、11月ぐらいに調査を準備いたしまして、一般競争入札をしまして、調査結果は4月ぐらいにでき上がるということでございます。

調査項目、今、申し上げました継続調査でございますが、これは新聞でもよく取り上げられておりますが、企業の景気見通し、特に3年、5年程度の中期の景気見通しは、唯一、この調査のみ時系列でやっております。そういうことで、非常に注目されている調査でございます。

また、予想為替レート、為替が現在、激しく変動しておりますけれども、企業の持って

いる採算レート等について、調査いたします。こういうことは最近でも、毎回、調査の発表ごとに大変注目されておりますし、いろんな分析をされております。

また、特定テーマとしましては、18年度は団塊世代の退職の雇用への影響というテーマで、ちょうど18年度、団塊世代が退職年齢を迎えまして、これが企業の雇用政策にどういう影響を与えるかということの特集で組みまして、これも大変さまざまところから反響を受けております。

調査対象は、東京、大阪、名古屋の証券取引所第1部・第2部上場企業2,500社で、固定でございます。

所定の調査票による郵送・自計申告方式でやっておりまして、現在、一般競争入札をしておりますのは、調査票の郵送、集計、統計表の作成の業務を委託業務としてやっております。調査テーマの検討、調査結果の分析、報告書作成は政策部局とも連携しながら内部で行っております。

今回、中村課長の方から御説明ございましたように、私どもとしては、これは大変重要な調査でございまして、より質を高めていきたい。今回、公共サービス改革法の下で、特に複数年契約というものが可能になるということでございますので、現在、本調査は継続調査でやっておりまして、また、調査対象企業も基本的に固定でございますので、調査期間が特定の期間、複数年やれば、当然、調査リスト、サンプルのリスト、既存のデータ等も複数年継続して使えるということで、実際に効率化が見込めるのではないかと。

私どもも、そういうことで、現在のところ、回収率が40%ということで、今後、改善したいとは思っておりますけれども、毎年毎年、調査機関が変わりましてやりますと、一般競争入札手続を毎年やって、ぎりぎり改善の努力をしても、この程度にとどまっておりますので、今回のチャンスは生かさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○前原主査 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、各委員からの御質問、御意見をよろしくお願いいたします。どうぞ、高橋委員。

○高橋専門委員 幾つかあるんですが、有効回答率が40%、普通、郵送で取ったらこれくらいかなと思うんですけども、これまでの一般競争入札を公共サービス改革法でやると、これが上がると考えられる理由は何なんですか。

○館部長 こういう統計調査というのは、調査実施機関と調査対象者の企業との信頼関係が非常に重要でございます。今回、複数年、同一の企業が、調査員の方も慣れて実施していただけたようになりますと、調査対象先に、実際に今、電話でフォローアップしたり、実際にやっておりますけれども、同じ方が同じ企業から行くということで、企業側の信頼感も高まるのが期待できると思います。

○高橋専門委員 でも、これは年1回ですね。年1回でやっていて、それほど高まるのかな、どうなのかなというのはすごく疑問ですね。例えば毎月やっているとかなら、そ

れこそ担当者とのコミュニケーションがありますが、年に1回、1年ごとにやって、果たしてそれで信頼感が得られるのかどうなのか、どうもちょっとわからないです。

○館部長 それについては、複数年契約、例えば5年契約でございましたら、初期投資で調査員の方を訓練する。例えば、これは企業の経営戦略を聞きますので、企業の社長室とか、どちらかというところと経営戦略を聞くようなところに、重要なところに聞いております。こういうところに対する調査方法について、回収率を上げるための、それこそ民間事業者の工夫を、例えば5年間でございまして、初期投資で多少そこにお金を使ってでも、それ以降、同じ方式で継続すれば、私どもの知恵の及ばないところでございましてけれども、それこそ民間事業者の方の創意工夫、それを上げるためのいろんな努力というのがあり得るのではないかなと想像しているわけでございます。

○高橋専門委員 もう一ついいですか。私はエコノミストなものですから、非常にこの辺は関心があって、いろいろあれですけども、ざっくりばらんな言い方で非常に恐縮なんですけど、エコノミストの立場から、景気需要見通しを年1回調査して、果たしてこれが有効なのかどうなのかというのはすごく疑問に思うんです。例えば、今、日銀の短観ですと、四半期ごとにやっています。四半期ごとの変化がどう動くかというのが、為替だって景気だってどんどん変わっているときに、年1回、年初に聞いて、それで果たして的確なあれが出てくるのか、私は非常に疑問に、企業の立場からしても、非常に疑問に思うんですが、どうでしょうか。

○館部長 おっしゃられるように、当然、短観でございましてとか、法人企業予測調査でございましてとか、その他、月次の統計でございましてとか、マクロ経済、企業の景気動向についての調査は多くあるわけでございます。

ただ、この調査の特徴は、そういうものとの仕分けといいますか、中長期の企業の期待成長率、それから、業界需要の予測などを時系列で聞いているものはほかにはございません。先生のおっしゃったのは、これが役に立つのかということかと思っておりますけれども、非常に企業の方からも問い合わせが多くて、新聞でも、企業の翌年度の経済成長期待、何%、業界需要何%ということによく報道されておまして、それが企業の方の経営戦略で、ほかの企業は大体こんなふうに見ているのかということですね。企業も当然、今、四半期決算で、だんだん企業の需要見通しとか、短期化しておりますけれども、やはり年度計画も立てておりますので、年度計画の際には大いに役に立っているのではないかと考えております。

○高橋専門委員 わかりました。

○前原主査 そのほかにかがででしょうか。どうぞ。

○椿専門委員 今、内閣府さんの方で40%程度の回収率ということで、これを上げていこうということのようではございますけれども、例えば業種分類別に、どこが非常に苦戦しているとか、この部分が非常に低いんで、もっと上がらないかとかいうことに関して、内閣府さんから民間に対しての期待というものが詳細化、具体化しているかどうかについて少し教えてい

ただきたいんです。

○館部長 回収率 40%ぐらいで、業種別でございませうとか、企業規模別でございませうとか、詳細な検討というのは正直なところ、まだやっております。これからやっていきたいと考えております。

ただ、これまでのところで、私どもも回収率を上げるために、直接職員が、調査対象機関ではちょっと心もとない場合は、調査対象者に直接、緊急調査で協力依頼をしております。そのときの印象では、どちらかというとなサービス業の方が余り反応がよろしくない。どちらかというとな重厚長大産業の方が御協力いただいているという傾向があるようございませう。

○前原主査 どうぞ。

○廣松専門委員 現状はどうなんでしょう、やはり1年ごとに入札が行われる予定ですか。

○館部長 はい。

○廣松専門委員 そうですか。そうすると、この場合は上場企業ですから、名簿を整備することは比較的容易だろうとは思いますが、今は毎年、受けた民間の事業者が名簿をつくって、郵送、集計をやっているという形態になっているわけですか。先ほどの御説明だと、それを複数年契約にして、その部分の、いわば無駄を省いた上で、回収率を上げる方に注力したいというお考えということによろしいんですか。

○館部長 はい。

○前原主査 よろしゅうございませうか。どうぞ。

○岡本専門委員 印象論なんですけれども、部長の言われることはもっとものような気がするんですけれども、どんな工夫をするんだらうなとさっきから考えているんです。これは郵送ですね。

○館部長 郵送でございませうけれども、郵送後に実際に電話のフォローをしています。

○岡本専門委員 電話のフォローとか、あるいは回収率を上げるために個別に何かいろいろな工夫をするということですが、民間企業の方が回答しなければいけないなと思うのは、民間事業者がやっているからではなくて、政府がやっているから回答しなければいけないなと思うのではないですか。

○館部長 そこで、私どもとしても、こういう調査を依頼しておりますということを別途書いております。回収率がどうしても上がらない場合は、直接。

○岡本専門委員 これは昔、政府で、直轄でやっておられた時期はおありになるんですか。そのときに回収率は高かったんですか。ずっと40%ぐらいですか。

○館部長 このところ、ちょっと下がってきております。ただ、ほかの調査も全般的に回収率は。

○岡本専門委員 そうですね。アンケートが多い多いという話は聞きます。手元になれば結構です。済みませう。

○前原主査 どうぞ。

○熊埜御堂参事官 事務局からちょっとお願いをしたいんですが、本日の議論でも少し出ておりますけれども、質の向上がどこまで可能かということ、また、コスト削減努力がどこまで働くのかということ、今の予算の体系からいって、例えば複数年にしたからといって、どこまでの工夫が働くのかということについて、現状では非常に懸念を持っております。つまり、これを市場化テストの対象としてやっていく、そうなれば実施要項で具体的に審議しなければいけないわけですから、我々の方で。そちらはおつくりいただかなければいけないということになりますので、そこになったときに、コスト削減の努力が働きにくいのかについて、どう考えるのかとか、質の向上についてどう整理するのか、また、今日、御議論がありました創意工夫の改善の余地ですね、どこまであるのか、この辺りは十分精査をしていただいた上で、それでも、この調査について、複数年にして対象とするということだとすれば、やはりもう一度、審議をしていただく必要があるだろうと思っておりますので、事務局の御要請としては、公共サービス改革法の対象とすることの意義、効果について、ちょっと整理をしていただいて、可能であれば、次回、再ヒアリングをさせていただく。もしそうでないとなれば、今後どうしていくのかについて、改めて分科会で御議論させていただくということで、今日の議論だけで対象にするということで事務局として動くのは非常に難しい状況というふうに認識しておりますので、もう少し事務局とそちらとの間で整理をしていただきながら、また委員、専門委員にも御相談をしながらやらせていただくということで整理をさせていただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

○前原主査 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

年末に公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので、そこにどう盛り込むかということを中心に、当方と十分に意見交換をしながら進めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、内閣府についてのヒアリングを終わらせていただきます。ありがとうございました。御苦労さまでした。

(内閣府関係者退室)

(環境省関係者入室)

○前原主査 それでは、続きまして、環境省から、所管統計調査の民間開放に関する検討状況についてのヒアリングを行います。

環境省の総合環境政策局環境計画課、細野企画調査室長から御説明をお願いいたします。時間の関係がございますので、ポイントを絞っていただいて、10分程度でよろしく願いいたします。

○細野室長 わかりました。よろしく願いいたします。

今、お配りいたしました資料に沿って御説明をさせていただきたいと思えますけれども、まず、前提として、私ども環境省では現在、8件の統計調査をやっております、指定統

計調査はございません。承認統計調査が3件で、届出統計調査は5件という状況でございます。

まず、これまでどのような検討を行ったのかということにつきましては、この資料に書かせていただいておりますような「統計調査の民間委託に係るガイドライン」に示されたことを受けまして、私ども所管の統計調査について、民間委託の実施状況を確認いたしました。先ほど8件と申しましたが、そのうち7件では既に民間委託を実施している統計調査でございます。その中で更により高い質の確保を図るという観点から、公共サービス改革法の対象とすることが適当な調査であるかどうか検討を行ったということでございます。

では、法の対象とする方向で検討を行う統計調査といたしまして、その選定理由を含めてということでございますが、ここに書かせていただいておりますように、私どもが見た中では、水質汚濁物質排出量総合調査がこれに当たるものというふうに考えております。

選定の理由につきましては、いろいろと説明させていただいておりますけれども、1つは、水濁法の規制対象事業所に対しまして、排出量等を把握して、排水基準の設定、見直しに役立つための調査でございます。より高い質の確保を図る必要があると思われる。約4万1,000の対象事業所に対して行う全数調査である。それから、国の方でやっております郵送調査であるということでございます。実際、民間に委託をいたしまして、郵送で各事業所に対しまして調査をやっているというものでございます。

ただ、この調査につきましては、現在、ここに書かせていただきますような有識者による検討会を設けておりまして、その排水の測定の方法などについても検討が行われております。検討結果によっては、調査の方法が大きく変わる可能性がございます。そのため、こういった検討会での検討が固まった段階で、この法律の対象とすべきかどうか、具体的に検討させていただきたいということがございます。

そのほか、今後の統計調査業務の民間開放についての具体的な取組みということでございますが、今後ともオンライン調査の推進など、報告者の負担軽減、あるいは業務の効率化について図っていくと同時に、法律の対象としていない調査についても、可能性については検討していきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきたいと思っております。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、各委員の皆さんから、御質問、御意見をよろしくお願いいたします。いかがでございますか。どうぞ、高橋さん。

○高橋専門委員 これの回収率は大体どれくらいなんですか。

○富士専門員 昨年でございますと、大体8割ほどになっております。

○高橋専門委員 かなり高いですね。

○富士専門員 毎年、大体7～8割は。

○高橋専門委員 これは郵送ですね。郵送でもそれだけ返ってくるわけですか。

○富士専門員 そうですね。

○高橋専門委員 督促とかはやっているんですか。

○富士専門員 督促も勿論投げています。たしか2回ほど投げているとは思いますが。

○高橋専門委員 それで8割ですか。高いですね。

○細野室長 規制絡みの部分につきましては、事業者の方もかなり、法律もできてから時間もたっておりますし、定着してきていると思っております。

○前原主査 どうぞ。

○椿専門委員 基本的にこれは水濁法というか、各事業所の中に専門家がいて、その方が測定をやってくださるというタイプのものですか。公害等防止管理者とか、そういう方々とか、何か資格者がやって、そういう方がかなりきちんと責任を持って返してくださるといようなタイプのものになっていますか。そうでもないですか。

○細野室長 毎年、測定データについては、計量証明みたいなことも必要になっていることもあるようでして、どういう人が取るにしても、そういった質などが証明できるデータにはなっているということです。もう少し詳しい実態、どういう人がやっているか、そこはちょっと調査してお答えしたいと思います。

○椿専門委員 いずれにしても、普通の統計調査というよりも、かなり測定等をきちんとやっていただくという前提の下で返ってくるタイプのものなんですね。

あと、勿論、環境省所管の調査に関して言えば、水質に限らず、さっき7つとおっしゃっていたと思うんですけども、基本的にはそういうタイプの調査が多いんですか。今のようタイプの調査。

○細野室長 1件は国が直轄でやっているのがございますけれども、例えばビジターセンターとか、そういったところでデータを取っているのがございますが、ほかはみんな、このような形で、民間に委託をして調査票を集めるというような形でやっておるものでございます。

○椿専門委員 環境省の調査の場合には、水質の問題と同じような意味で、ある程度、計量証明のようなものを取るようなタイプの調査が多いですか。

○富士専門員 大半はそうなのですが、中には事業所とか企業に対して、環境に配慮した行動をどのように取っているかというような、意識調査に近いものもあります。

○椿専門委員 今回、意識調査のタイプの、いわばアンケート調査のようなタイプの調査と、このような、割と測定ということをきちんとやっていただくような調査の中で、ある意味で、こういう調査の方が公共サービス改革法の対象足り得るといふような御判断を固めているということに対して、どういう御見解なんでしょうか。

○細野室長 やはり効率化を図れるかどうかとか、そういった余地を中心に考えたということでございまして、実際に今回、どういう改正になるかわかりませんが、よりきちっと取れる形のものになるかもしれません。そうすると、逆に余り、こういったものを対象にしても、回収率が更に上がれば必要がないようなことになるかもしれません。今の

法律の中での可能性で一応、検討はしておりますけれども、先ほど申しましたように、今後の法改正の検討結果も踏まえてまた、そこはお答えをしていかなければいけないというふうに思っております。

○熊埜御堂参事官 今の御質問については、事務局の理解としては、調査事項がどれだけ固まっているかということかと思えます。例えば、企業行動調査であれば、かなり調査事項も変わり得る可能性があります。今、環境省でこういう調査を出してこられたお考えの背景にあるのは、大気とか水質とか、今、椿専門委員の御指摘になったような調査については、割と定着した調査であって、今後の工夫もやや図りやすいのではないかというような考え方を背景として、当然、いろんな意識、根底には、また環境省部内での調整をされていると思いますが、私どもの理解としては、そういうことが出てきているというのが今の専門委員に対するお答えになるのかと思っております。

○細野室長 どうもありがとうございます。

○前原主査 確かに、各企業、ISOとか何か取っているから、こういうのも整備されているんでしょうね。

どうぞ。

○廣松専門委員 今、いただいた、この冊子の最後に調査票をつけていただいておりますけれども、

○事務局 111 ページ。

○富士専門員 A3。

○廣松専門委員 これはA3の用紙になっているんですか。

○富士専門員 はい。A4だと4枚程度の調査票になっています。

○細野室長 これはA4の版だから、実際の版はA3になっているということですね。

○富士専門員 実際はA3で折り曲げるというか。

○廣松専門委員 折って。

○富士専門員 そういう感じですか。

○廣松専門委員 これだと確かに調査事項はかなり安定していると思います。ただ、先ほど御説明の中で、今、これを検討なさっているという説明がありましたけれども、それはこの調査票自体が大幅に変わる可能性もあるということですか。

○富士専門員 そうですね。どのように変わるか、まだ具体的に検討会の方でも結論が出ていないんですが、結局、ここに書く内容、排出量について、一部の事業所さんの方で、データの改ざんといいますか、そういった問題が最近浮上していますので、そこをより適切な形で報告してもらうために検討しているという状況なんです。なので、その内容によっては勿論ここに書く内容もまた変わってくると思いますし、その調査の仕方も変わってくるかもしれない。ただ、そこはまだ明確なお答えが出せないんです。

○廣松専門委員 ここに具体的に何か、例えば、売上げを入れるとか、そういう話ではないんですね。

○富士専門員 はい。

○廣松専門委員 そうですか。わかりました。

○前原主査 どうぞ。

○岡本専門委員 もう既に質問が出ておるんですけれども、先ほど熊埜御堂参事官からも御説明ありましたけれども、環境省さんとして8本持っている統計の中でどれを公共サービス改革法の対象にするかということについては、基本的に定着しているか、あるいは規制的な中身を聞いているか等々を検討されているとおっしゃると思うんですけれども、具体的にどういう基準で出されてきているんでしょうか。素人で見ると、大気汚染物質排出量総合調査と、この水質汚濁と、どのように違うのかということですね。

○細野室長 大気汚染物質排出量総合調査については3年に1回やっている調査でもありまして、そういう意味で、その時期が来れば、同じように検討せざるを得ないかなとは思っております。

○岡本専門委員 室長のお考えとしては、やはり定着度ですか。

○細野室長 むしろ、こういった審査をしていただいたりすることによって、効果、効率が上がるかどうかとか、そういった観点で見たいと思っております。つまり、事業の調査の規模とか、そういうことがむしろ絡んでくるかなと思っております。

○岡本専門委員 例えば、効率が上がる、効果が上がるという意味においては、80%以上の回収率が既に定着しておって、どういう効果を民間事業者を入れることによって期待されていらっしゃるんですか。

○細野室長 既にこれは民間に出しています。

○岡本専門委員 出していると言っても、いわゆる発送のところをアウトソーシングされていらっしゃるということでしょう。今回は、公共サービス改革法の対象にするということは、平たく言えば、民間事業者が創意工夫を入れることによって今まで以上の効果を上げるということを考えていらっしゃるはずですね。その差なんですよ。

○細野室長 現時点でもかなりの回収率はあるわけなんですけれども、規模が大きい中で、いろいろやり方が、業者によって違いが出てくる、その仕組みの仕方とか、いろんなところで検討の余地があるかどうかという、余り規模の小さい調査でも、やりようが余りないという面が大きいかと思ひまして、このくらいの規模になると、多少そこは出し方によっても変わってくる面があるかなとは思ひます。当然これは入札もしているわけですから。

○熊埜御堂参事官 余り事務局が口を出すのもあれですけれども、今、御説明あった件、それから、今の事務局の理解としては、今、検討会で検討されていることがどこまでの影響を与えるのかというのは非常に不透明ですので、現段階で御審議いただくのは大変恐縮だと思いますが、今、こういうふうに検討しているということを今日はお聞きをいただいたということと、それから、今の岡本専門委員の御質問について、事務局の理解としては、例えばでございますけれども、督促とか照会対応の形をどのように今やっているのか、ま

た、それが効率的にやる余地が、民間事業者は今ちょっと、これでまだ詳細伺っていませんので、今、ここで受けている民間委託業者がどうお考えになっているとか、環境省がどうお考えになっているかも整理しなければいけないですけれども、そういったようなところについては改善の余地があるのではないかと。また、複数年にすることによって効果が上がり得るのではないかと。事務局としては認識しております。ただ、これは審議の過程で明確にしていく必要があることというふうに考えております。

○前原主査 そのほか、いかがですか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。年末に公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので。

○熊埜御堂参事官 年末までにどこまで固まり得るのかということについて、ちょっと事務局でまた整理させていただいて、分科会に御報告、ちょっと難しいという話は聞いているんですけれども、ただ、いつまでにどういう検討をして、また年末が無理であれば、いつごろまでに検討が進むのかということも、ちょっと整理をさせていただいて、またちょっと分科会で、これはお呼びするか、事務局でやるかもありますけれども、ちょっと整理をさせていただきます。

○細野室長 直近の時点の情報を確認して、お答えしていくようにしたいと思います。

○熊埜御堂参事官 そちらの審議の状況によると思います。ちょっと整理をして、また御報告させていただくということでよろしく願いいたします。済みません、失礼しました。

○前原主査 十分意見交換をしながらやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、環境省についてのヒアリングを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(環境省関係者退室)

(農林水産省関係者入室)

○前原主査 それでは、引き続きまして、農林水産省から、所管統計調査の民間開放に関する検討状況についてヒアリングを行いたいと思います。

それでは、農林水産省大臣官房統計部の磯部統計企画課長から御説明をお願いいたします。時間の関係がございますので、ポイントを絞って10分程度でよろしく願いいたします。

○磯部課長 磯部と申します。よろしく願いいたします。

お手元に資料がございますので、資料に従いまして御説明申し上げたいと思います。

木材流通統計調査を今回、この対象としたわけでございますので、その検討状況なり、今後の検討方向につきまして御説明申し上げたいと思います。

農林水産統計調査につきましては、御承知のとおり、公務員の総人件費改革の取組みの一環といたしまして、民間開放を現在、進めているところでございます。その一手段と

いたしまして、調査の質を維持・確保する必要があるものにつきましては、市場化テストのスキームを活用することとしております。昨年12月の公共サービス改革基本方針におきまして、平成20年度には牛乳乳製品統計調査、これは指定統計でございます。また、承認統計でございます生鮮食料品価格・販売動向調査を対象とすることを決定をいただいているところでございます。

その後におきまして、本年、改定されました統計調査の民間委託に係るガイドラインに基づきまして、さきに述べました2つの調査以外に、積極的に検討をしてみたいところがございます。

その結果、今回、木材流通統計調査を平成20年度、具体的には平成21年の1月から、公共サービス改革法の対象とすることといたしました。

その理由といたしましては、1つには、後ほど2枚目のところで御説明申し上げますけれども、調査対象が工場といったような事業所に限らず、非常に多岐にわたっているということがございます。

2つ目には、牛乳乳製品と生鮮食料品、いわばこれは農業の分野でございますけれども、林業の分野という要素があるということがございまして、今後の民間開放、市場化テストというものの取組みを進める上におきましては、知見を得ることができると判断をしたことがございます。農業と林業と水産業がございまして、今回は農業分野と林業分野、21年度以降におきましては水産業の分野についても広くこの対象にしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

2番目の、今後の統計調査業務の民間開放に係ります検討の方向でございます。農林水産統計調査につきましては、先生方、御承知のとおり、従来、職員調査というものが主体でございました。そういう面では民間委託の経験が少ないということがございまして、経験を積みながら民間開放なり市場化テストを進めていく必要があるということでございます。このため、業務の範囲でありますとか、調査の方法でありますとか、パターンが異なるものの中で、比較的民間事業者の受託の可能性の高い調査を当面、市場化テストの対象としたわけでございます。

今後につきましては、20年度に予定しております木材流通統計調査を含めます3つの調査で、経験を踏まえながら、木材統計調査という指定統計、これは非常に大きな調査でございますので、こういった大規模な調査につきましても市場化テストの対象とするということを積極的に検討してみたいというふうに考えてございます。

ちなみに、この木材流通統計調査につきましては、業務範囲といたしましては、調査の実査の準備から、審査、集計といったようなところまで考えてございます。民間事業者の創意工夫ができるようなことを考えていきたいというふうに考えております。

その次のページに木材流通統計調査の概要がございまして。

調査の目的でございますけれども、木材の需給なり価格の安定を図るための木材流通改善対策というものがございまして、その資料に直接的に使っているということでござい

ます。

2番目に、主な利活用の部分でございますけれども、森林なり林業の基本政策となります森林・林業基本計画というものがございます。これは、御承知のとおりに、農業部門の基本計画、林業部門の基本計画、水産部門の基本計画がございまして、この調査につきましては、林業の基本調査の策定、検証といったような部分の木材の需給及び価格の動向を把握する部分でございます。そういったものに活用しているところでございます。

具体的には、(2)のところなんですけれども、木材の需給の予測なり、需給対策を検討いたします木材の需給対策中央会議、予測部会というものがございまして、その中に直接的に活用しております。木材は非常に価格の変動も、近年、原油の価格の上昇もございまして、非常に変動幅が大きくなっておりますので、後で述べますけれども、毎月調査をすることによって、その動向を把握をしているところでございます。

3番目に、調査の対象でございます。総客数としては約450でございます。お手元に調査票が2種類用意してございますけれども、1つには、素材と木材チップの価格を調査をする部分でございます。これは、括弧書きに書いてございます製材工場、木材チップ工場、合単板工場を対象としております。それと、木材製品卸売価格調査という部分がございます。この対象につきましては、木材市売市場、木材センター、木材販売業者といったものを対象としております。こういった2種類の調査で実施をしてございます。

事項につきましては、ごらんになっていただくとわかりますように、素材なり木材製品の購入と販売価格を調査をしている部分でございます。

調査の時期でございますけれども、毎月15日現在という部分でございます。これは先ほど申し上げました木材の需給見通しの中で、こういった中央会議に活用してございます。木材の価格は近年、非常に変動が大きいということがございまして、直近の価格を把握をする必要があるということから、毎月調査をしているわけでございます。

6番目に、調査方法でございますけれども、現在は往復の郵送調査を行っております。調査対象の条件がそろいましたならば、オンライン調査も対象に含めていきたいというふうに考えてございます。

7番目でございますけれども、現在の調査の実施経路といたしましては、本省、農政事務所、これは府県単位機関でございます農政事務所、それから、センターと書いてございますのは、県の中の出先機関でございます統計・情報センター、これを通じまして郵送調査を行っておるわけでございます。

以上が概要でございます。よろしくお願いたします。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、各委員から御質問、御意見をお願いいたします。どうぞ、高橋委員。

○高橋専門委員 今、この回収率はどれくらいになっているんですか。

○磯部課長 回収率は100%です。

○高橋専門委員 100%で、民間にこれから出す意味というのはどういうことなんですか。

100%できているわけですし、特に問題ないですね。統計について、問題ないですね。

○磯部課長 1つには、やはり民間開放を進めていくという部分がございますし、先ほども申し上げましたように、総人件費改革の中で、できるだけ民間開放にしていくという方向を持ってございます。

○前原主査 どうぞ。

○廣松専門委員 先ほどの御説明の中でちょっと聞き損ねたんですけれども、今回、民間に開放する対象業務というのは、どの業務ですか。

○磯部課長 業務といたしましては、実査の準備から、あと、審査、集計、取りまとめまでを考えております。

○廣松専門委員 そうすると、7の現在の調査実施経路が、具体的にどういう形に変わるんですか。

○磯部課長 民間で実査の準備から集計結果を出していただきまして、本省の方にその集計結果をいただくということです。

○廣松専門委員 今までこの中に入っていた農政事務所、統計・情報センターは経由しないという形になるわけですか。

○磯部課長 はい。民間の創意工夫でもってやっていただくということでございます。

○前原主査 そのほか、いかがでございますか。どうぞ。

○椿専門委員 今のように調査系統が全く変わるということで、私自身は民間を活用するという事は結構なことかと思うんですけれども、第1回に関しては、当然、農水省さんも、こういうふうな調査系統に今後なってくるということで、今まで御協力いただいた450事業所に対しての、全面的な今後も御協力をお願いするという立場は、民間を使うとはいえ、やっていただくということなんですね。

○磯部課長 そうですね。

○前原主査 私も素人で、素朴な質問なんですけど、これくらいの数の対象で、しかもロイヤリティーが農水省さんに大変高い業者さんに対してですと、オンライン調査をきちっとはめ込んでしまったら、ほとんどコストがかからずに、しかも調査項目は余り大きな変動がないんですね。そうしたら、オンラインでやってしまったら、お金はほとんどかからずに調査できてしまうような気がするんです。

○磯部課長 そのところが、オンラインが果たしてどの程度御協力いただけるのかというところが、実際のところあります。

○前原主査 多分、こういう業者さんでコンピューターを持っていないところはほとんどないのではないのでしょうか、今どき。コンピューターを持っていれば、簡単に質問票を送り、それに答えてもらうことは、あっという間にできますね。素朴な質問なんですけれども、ロイヤリティーが高い、しかも非常に密接な御関係がおありになると、わざわざ民間にやらせるも何もなくて、コストかけずにできてしまうような調査のような気がしたんです。

○磯部課長 そのこのところは、冒頭のところで申し上げましたように、職員が半減されるというものの中で、民間でできるものは極力民間にといいところで、今、オンラインの話もございましたけれども、今の木材の状況を考えた場合に、果たしてどの程度御協力いただけるかというところが、実際、御意見を伺わないとわからないという部分がございます、そこが本当に皆さん御協力いただけるという部分であれば、そういう選択肢も考えるような形になると思うんです。

○前原主査 特に若い、事務をやっている方は、紙に書くよりもコンピューターでやる方が作業が早いですね。だから、非常に不思議な気がしたものですから、済みません、素朴な質問をさせていただきました。

どうぞ。

○磯部課長 工場に対しては確かにそうなのかもしれませんが、個人の販売事業者のこともございますし、小さな工場も結構ございますので、そのこのところがどの程度御協力いただけるかというところでございます。

○岡本専門委員 業務量という意味合いなんですけれども、現状、本省、農政事務所、統計・情報センターの職員の方々がこの調査にかかわっていらっしゃる。それが事務所とセンターがなくなって、そこが民間になって、恐らく本省の側にフォローアップをされる方が残るというイメージになるんだと思いますが、業務量はどのぐらい変わるんですか。あるいは大体の概数で何人ぐらいの業務量が減るとかですね。先ほど半減とおっしゃっているんで。

○磯部課長 半減はトータルでございますけれども、これは業務的には郵送調査ということもございまして、郵送して回収する、あとは取りまとめの部分については、今、IT技術というか、オンラインではないんですけれども、光学読取機を使ったり、そういうことをやっています。

○岡本専門委員 気になるのは、今、主査がおっしゃったことなんですけれども、コンピューターに入れたら金かからないんだけれども、民間に出したから金がかかったと、事業者は当然、もうけなければいけませんからね。予算が大体800万という目安をいただいているんですけれども、そういうことにならないのかなということなんです。

○磯部課長 今、私どもで計算しているのは、業務量的には、全国で1名程度なんです。

○岡本専門委員 人件費が大体このぐらいの金額ですねということですね。

○磯部課長 そうですね。人件費的にはですね。

○岡本専門委員 だから、民間開放はしていかなければいけないと思いますが、民間開放するという目的は、それは手段であって、それが目的になって、大変課長には失礼なんですけれども、そういうのをちょっと懸念として持ったということなんです。要するに、民間開放したけれども、余り影響がない、1人減るかな、減らないかなぐらいの業務量であるならば、それを外注費として出すことによって、むしろ金額が増えるのではないかと。

○磯部課長 人件費を考えた場合にはですね。これは財務省の方にも御説明をして、人件

費の分はちゃんと見てくださいよという予算要求にはしております。

○岡本専門委員 そうではなくて、役所の場合は物件費と人件費が分けられますから、人件費が余り減らないのであれば、物件費だけ増えてしまっただけでは、何のための民間開放かという議論になるかと思えますので、その辺りは是非、その辺の金額を精査していただいて、やっていただきたいなということでございます。

○磯部課長 そのこのところは1枚目のところでも御説明申し上げたように、木材統計の本体として、指定統計の木材統計調査というのがございますので、その対象とある程度ダブっている部分はありますので、そういった御協力なり反応も見ながら、大規模な統計調査の方にも持っていきたいというふうに考えています。

○岡本専門委員 将来的にですね。それはそうですね。わかりました。

○廣松専門委員 もう一つ、流通構造調査があって、これは5年おきに行われていますね。周期の問題があるんでしょうけれども、それは計画の中には含まれていないということですか。

○磯部課長 1つには、母集団整備という意味合いで流通構造調査というのは取っておりますので、また5年周期ということもございますので、今回は対象にしておりません。

○前原主査 そのほか、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。年末に公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので、そこにどう盛り込むかということを中心に、当方と十分に意見交換をしながら進めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、農林水産省についてのヒアリングを終わります。ありがとうございます。

(農林水産省関係者退室)

○前原主査 それでは、そのほかの議題につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料7の「地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放についての各省庁の検討状況等」という資料について御説明いたします。

こちらの方は、各省庁に対しまして、地方公共団体を経由して行っている統計調査の民間開放についての検討状況について、様式を示して出してもらったものがございます。資料6が「各省提出資料」となっております。文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、その5つの省から資料を出してもらっております。その内容を取りまとめたものが資料7でございますので、本日は資料7に沿って御説明いたします。

総務省がここには入っておりませんが、総務省につきましては、現在、地方公共団体経由の指定統計調査の民間開放を既に実施しているということもありまして、その実施状況、また検討状況につきましては、別途ヒアリングを予定しております。それは12月に入ってからのを考えているんですけれども、本日は総務省以外の省庁の地方公共団体経由の指定統計調査ということで整理をしております。

最初に、まず文部科学省でございます。学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統

計調査、社会教育調査という4本の調査を地方公共団体を経由して行っております。

主に学校関係の調査ですけれども、こちらにつきましては、2番目の「地方公共団体の意向の把握状況」というところを書いてございますけれども、19年度実施の統計調査について、各都道府県等の民間委託の状況、要望等について調査を実施し、地方公共団体の意見等を把握している。

主な意見・要望としましては、現行方式の継続、または国の事務への引上げ、民間委託に必要な予算措置とか、そういったような意見が出ているということでございます。

文部科学省として、現時点における民間開放の考え方としましては、オンライン調査の推進を図るとともに、現在、措置している委託費の範囲内で可能な業務について民間委託を進める。これは進める方向で今、都道府県の方にも通知を出しているということでございます。

それから、厚生労働省でございます。厚生労働省には、医療施設動態調査と人口動態調査、毎月勤労統計調査、その3本が1つの組になっております。それから、医療施設静態調査、患者調査の2つです。それから、そのほかに、国民生活基礎調査と薬事工業生産動態統計調査という調査があります。

上から6本の調査につきましては、幾つかの地方公共団体と意見交換をしている。それから、薬事工業生産動態統計調査につきましては、全都道府県にアンケート調査を実施しているということでございます。

地方公共団体の主な意見・要望としましては、現行方式を継続してほしいとか、現行方式の継続、または国の事務への引上げといったような意見が出ているということでございます。

その中で、現時点における厚生労働省の考え方ですけれども、医療施設動態調査と人口動態調査、毎月勤労統計調査につきましては、現行方式を維持しつつ、引き続き地方公共団体の意見等を踏まえながら検討していきたい。

それから、医療施設静態調査と患者調査につきましては、23年度の調査実施に向け、地方公共団体の意見等を踏まえながら検討。国民生活基礎調査につきましては、まずは調査方法の見直しから着手し、次に民間開放のやり方を検討したい。これは大きな調査になりますので、調査項目の見直し等も行っていきたいということでございます。

その下の薬事工業生産動態統計調査につきましては、当面は現行方式を維持したいということで、今後の取組みとしましては、地方公共団体の意見等、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設事業所調査の民間開放の状況を見ながら検討し、平成21年度中に結論を得てまいりたいということでございます。

ここに挙げられている2つの調査につきましては、来年度、市場化テストの対象とするということで基本方針の中に書かれているものでございます。

それから、国民生活基礎調査につきましては、平成20年度に試験調査等を実施し、21年度中に民間開放の方針を決定したいということでございます。

それから、農林水産省でございます。農林水産省では、農林業センサスと漁業センサス、この2つの統計調査が地方公共団体を経由して行う調査となっております。

2010年の農林業センサスにつきましては、現在、行っている有識者による研究会の中で、都道府県及び市町村の意向を11月中旬に把握し、それを踏まえて具体的検討を行っていくこととしている。

現在の民間開放の考え方としましては、地方公共団体の判断により、民間開放が実施できるよう、制度の改正を検討したいということでございます。

今後の取組みとしましては、来年、平成20年の7月に民間業者による試行調査を実施する。1市町村ということになっておりますけれども、実際に試験的に試行調査をやってみるということでございます。

それから、経済産業省ですが、工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査、商業統計調査、商業動態統計調査、特定サービス産業実態調査という5本の調査が地方公共団体を経由して行う指定統計調査となっております。

地方公共団体の意向の把握状況ですが、幾つかの地方公共団体から聞き取っている。また、会議等の機会に意見交換をしているということで、そこで把握した限りでは、これまでのところ、民間開放について積極的な意見は聞いていない。

現段階での民間開放の考え方としましては、統計調査の品質の確保、コストの削減、あるいは業務の効率化、受け皿となる民間業者の確保の観点から、民間事業者の活用の可能性について検討を進めていく予定です。

今後の取組みとしましては、現在、設置している、これは経済産業省内で設置しているものでございますけれども、有識者による研究会での議論の内容等を参考にしながら、今後の方向性について検討を進めていく予定ということでございます。

最後に、国土交通省でございます。港湾調査、建築動態統計調査、建設工事統計調査、法人土地基本調査、この4本が地方公共団体を経由して行う調査となっております。

こちらにつきましては、幾つかの地方公共団体から意向を確認している。また、地方公共団体の意向等については、聞き取りを行っているということでございますが、法人土地基本調査につきましては、都道府県によっては業務の一部を民間開放する意向があると聞いているということで、法人土地基本調査の方は、地方公共団体から積極的な意見が出ているということでございます。

建設工事統計調査につきまして、地方公共団体の主な意見としましては、民間委託のためには事業経費の増額が必要。更に民間委託を進めなければならないとは考えていないといったような意見が出てきているということでございますが、国土交通省としましては、現在の考え方として、引き続き地方公共団体の意向を踏まえて検討していきたい。

また、法人土地基本調査につきましては、都道府県の責任において民間開放を検討し、一部業務を委託することもあり得るということで、こちらの方は上の調査に比べれば少し進んだ形になっております。

今後の取組み等としましては、法人土地基本調査につきまして、次回調査の20年度調査については現行方式とするが、次々回の調査に当たっては、都道府県と十分調整し、民間開放の検討を進めるということになっております。

資料6、7につきましては、以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。

○事務局 続きまして、民間事業者、地方公共団体からの要望の取扱いについてということで、資料8をごらんいただければと思います。

公共サービス改革法では、公共サービス基本方針を変更するに際しまして、民間事業者や地方公共団体の方々から意見を聴取するということを定めております。これを踏まえまして、本年6月に意見・要望を募集しまして、統計調査関係では5件の意見・要望が寄せられました。こちらの意見・要望と各省の回答、こちらを要約したものが資料8になってございます。

資料8の1つ目と4つ目、こちらは厚生労働省さんの統計調査につきまして、保健所や福祉事務所、そういったところを経由しているものについて、国一律なりブロック単位なりで民間委託を進めるべきというようなことでございます。

厚生労働省さんの回答としましては、20年度から市場化テストの対象としている2調査の実施状況を見ながら、また、試験調査というようなものも予定しているということで、そういったものを見ながら、今後の在り方について検討していきたい、21年度中に結論を得るということで御回答が出ております。

事務局としましては、厚生労働省さんにおいて既に検討が進められており、その状況を見守ってまいりたいというふうに考えております。

意見・要望の2つ目と5つ目は、今ほど説明のございました地方公共団体を経由して行う統計調査の民間開放の関係ですが、民間開放については国が全国統一的な対応方針を示すべきだとか、あと、どんどん拡大されるように関係法令の改正も進めるべきというような御意見が寄せられております。

こちらにつきましては、先ほど説明があったとおり、事務局としても各省に調査を行って、その結果を基に、この分科会でも審議を行っているというようなことで理解しております。

あと、意見・要望の3つ目についてですが、統計法施行令別表というものがございまして、こちらは民間開放を行う調査が決まるたびに、その都度、改正を行うというような仕組みになってございまして、これは煩雑なので、あらかじめすべての指定統計に適用できるような規定を設けておくべきではないかというような御意見が出ております。ただ、総務省さんの回答にもありますように、なかなか今、そういう仕組みにもなっていないということで、ちょっと困難である。事務局としても、現行の統計法施行令別表ではすべての指定統計調査に適用できるような規定を盛り込むことはできないというような理解をしているところです。

雑駁ではございますが、以上です。

○前原主査 ありがとうございます。

この部分は、意見、質問は特に必要はありませんか。

○熊埜御堂参事官 質問があれば、事務局が答えられるかどうかは別にして、お聞きいたします。

○廣松専門委員 いつも疑問に思っていたんですが、地方自治体の方で委託費を受けますね。結局、入札するにしても、委託費の範囲内ですね。委託費を超えるような契約はあり得ないんですね。

○熊埜御堂参事官 委託費が、地方公共団体ごとにひもがついているわけではなくて、全体としての経費ですので、例えば事業を切り出したときに、その事業について重点的に配分をするということはあり得るかもしれませんが、大概の場合は包括的に出すという方向で整理をしておりますものですから、基本的に地方公共団体は委託費の範囲内でやっていただきたいということを各府省は地方公共団体に言っているというふうに伺っております。

○廣松専門委員 委託費内で決まったときに、差額はどうなるんですか。

○熊埜御堂参事官 差額というか、だから、實際上、法定受託事務ですから、地方公共団体の判断で入札を行っていただくということになると思いますので、そのときの入札に当たっての経費をどう設定するのか、それから、持ち出しをどう考えるのかは、基本的には地方公共団体の御判断。だから、これが地方公共団体の方から見たときに、統計調査の民間開放ということのインセンティブとしてどうなのかということは議論があるところというふうに承知しております。

したがって、以前から、部会なり分科会では、事務局の方からも御説明しているとおおり、法定受託事務については、本来的に統計調査の民間開放ということがなじむのかどうかということについては、いろんな御議論があるけれども、規制改革・民間開放推進会議以来の流れとして、統計調査の民間開放は法定受託事務のものも含めて、総務省皮切りでありますけれども、進めていくということになっておりますので、今、御承知のとおり、就業構造について、越前市でやっているという状況もありますので、その状況、また、今、住宅・土地統計調査について取り組んでおられるということもありますので、本日、こういう資料を整理させていただいたのは、実は事務局で精査したものではありませんで、各省庁から出していただいたものを整理したものでございます。だから、ごらんになりまして、あれと思うところとか、また、こういうところはという御指摘がありましたら、また事務局の方に寄せていただければ、整理をさせていただければと思っております。

地方公共団体からの要望と、地方公共団体がきっちりやっていただくことが基本だと思っておりますので、例えば国土交通省の法人土地基本調査などは要望があると書いているようですので、これは果たしてどこまでの現実性がある要望なのかとかいうことはもう少し聞いてみたいなどと思っておりますが、實際上、20年度にも調査をやると言っていますので、これが事実上、当方での審議等の関係で環境整備が間に合うのかどうかということ

考えれば、次々回の話かなという気もいたしますが、この辺り、いろいろ御指導を仰ぎながら審議を進めていきたい。

ただ、基本的には、法定受託事務の話につきましては、事務局といたしましては、総務省の動向等も見ながら、各省とも考えているようでございますので、年末までに何かあわてて盛り込むというよりも、きっちりした形で議論させていただいて、審議させていただければと思っておりますが、ここもまたいろいろと御指摘いただきながら整理を進めてまいりたいというふうに考えております。

○前原主査 よろしゅうございますか。

それでは、本日、予定されました議題は以上でございます。これで本日の統計調査分科会を終了いたします。

次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡をいたします。

本日は御多用の中、お集まりいただきましてありがとうございました。

なお、事後打ち合わせを行いますので、傍聴者の皆様は御退室をお願いいたします。